凡 例

- 1. この年報は、自動車輸送統計(基幹統計)を収録したものである。
- 2. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致しない。
- 3. この月報で用いている符号は次のとおりである。 「0」 単位未満、「-」 データなしまたは推計省略、「※」 暫定数値、「r」 改訂数値
- 4. 平成22年10月分調査及び令和2年4月分調査からそれぞれ調査方法及び集計方法を一部変更したため、変更前後の統計数値の公表値とは、時系列上の連続性が担保されない。

令和2年4月分調査以降の調査方法及び集計方法の変更内容については「(参考2)自動車輸送統計調査の変更点について」を、平成22年10月分調査及び令和2年4月分調査時における変更前後の統計数値を比較するための接続係数については「(参考3)「自動車輸送統計」の統計数値の比較について」を参照されたい。

5. 平成22年度分調査及び平成23年度分調査の統計数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局、東 北運輸局及び茨城県の調査が一部不能となったため、平成23年3月分調査及び同年4月分調査の北海道 運輸局及び東北運輸局の統計数値(営業用バスを除く。)を含まない。茨城県の統計数値については、関 東運輸局内の他県の調査結果により補填している。

平成23年5月分調査及び同年6月分調査の統計数値は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の調査が一部不能となったため、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の数値に関しては、東北運輸局内の他県の調査結果により、茨城県の数値については、関東運輸局内の他県の調査結果により、それぞれ補填している。

なお、平成23年3月分調査及び同年4月分調査の北海道運輸局及び東北運輸局を含む統計数値の比較 については、各年度年報の「東日本大震災に伴う北海道運輸局及び東北運輸局の数値について」を参照さ れたい。

6. 平成22年10月分調査より、貨物自家用自動車のうち軽自動車及び旅客自家用自動車を調査対象から除外した。

なお、当該対象外とした車種に係る平成22年10月分調査以降の輸送量については、各年度年報の「付表 自家用貨物軽自動車及び自家用旅客自動車に係る輸送量」を参照されたい。

- 7. 平成27年4月分調査より、輸送貨物の品目分類を見直した。
- 8. 令和2年4月分調査より、貨物営業用自動車のうち普通車は最大積載量区分(詳細は、用語の解説「最大積載量区分」を参照)別に、旅客営業用自動車(バス)のうち「乗合」は一般乗合及び高速乗合別に調査方法を変更した。
- 9. 令和2年4月分調査より、貨物営業用自動車及び貨物自家用自動車の「6大都府県別・業態別・車種別輸送トン数」及び「6大都府県別・業態別・車種別輸送トンキロ」の掲載を取りやめ、各年度年報において「都道府県別・業態別・車種別輸送トン数」及び「都道府県別・業態別・車種別輸送トンキロ」を掲載している。
- 10. 令和2年4月分調査より、貨物営業用自動車及び貨物自家用自動車の「業態別・車種別・品目別輸送トン数」、「地方運輸局別・品目別輸送トン数」、「業態別・車種別・品目別輸送トンキロ」及び「地方運輸局別・品目別輸送トンキロ」は、四半期最終月(3月、6月、9月及び12月)の月報において四半期計を掲載している。
- 11. 令和2年4月分調査より、「自動車保有台数及び生産台数の推移」の掲載を取りやめた。
- 12. この年報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 (電話03-5253-8347) に連絡されたい。

概 要

1. 調査の目的

本調査は、自動車輸送統計(自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする 基幹統計)を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の沿革

道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく道路運送調査規則(昭和27年運輸省建設省令第1号)により、自動車の使用者は、自動車による旅客又は貨物の輸送状況を「自動車輸送実績報告書」として使用者の住所を管轄する都道府県(陸運事務所)を経由して毎月運輸本省に提出し、これにより輸送統計を作成していたが、自動車の激増等により輸送実績を迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号(平成21年4月1日より基幹統計。)として自動車輸送統計調査を開始した。

その後、昭和39年に営業用バスの全数調査(以下「全数バス調査」という。)を追加、昭和62年に軽自動車の調査対象への追加等を行った。

平成22年10月分調査より、調査対象から貨物自家用自動車のうち軽自動車及び旅客自家用自動車を除外し調査方法及び集計方法を変更するとともに、走行キロ及び燃料消費量については、「自動車燃料消費量調査」に移管した。

平成27年4月分調査より、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上を図る観点から品目分類を見直 した。

令和2年4月分調査より、貨物営業用自動車のうち普通自動車は最大積載量区分別に、旅客営業用自動車(バス)のうち「乗合」は一般乗合及び高速乗合別に調査を行う等、調査方法及び集計方法を変更した。

3. 調査対象

普通自動車、小型自動車、特種用途自動車及び軽自動車(道路運送車両法第3条)合わせて約716万両 (令和3年12月末現在)の中から、国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している。なお、 貨物自家用自動車のうち軽自動車、旅客自家用自動車及び一般の輸送の用に供さない以下の自動車については、調査から除外している。

- ・軽自動車以外の自動車については、登録を受けない自動車
- ・軽自動車については、検査対象外自動車
- ・駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車
- ・被けん引車
- ・一般の輸送に従事しない特種用途車(消防車、パトカー等)
- 二輪車

**

全数バス調査については、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業(道路運送法第3条)を営む全ての事業所を対象に調査を行っている。

また、工場構内、駅構内のみの輸送等、一般道路を使用しない輸送は含まない。

4. 調查対象数

本調査は毎月実施しており、貨物営業用自動車は前期調査月(1月、4月、7月及び10月)に約9,800 両、後期調査月(前期調査月以外)に約4,900両、貨物自家用自動車は約9,700両、旅客営業用自動車(バス)は約1,900両、旅客営業用自動車(乗用)は約500両について調査している。

また、全数バス調査については約4,400事業所について調査している。

5. 抽出方法

本調査は標本調査であり(全数バス調査を除く)、層化無作為抽出により調査対象を抽出している。 標本抽出にあたっては、自動車登録ファイル(車検データ)等と自動車運送事業所台帳データを母集団 名簿として利用している。

なお、各調査票における調査対象の層化基準及び目標精度は以下に示すとおり。

a. 第1号様式(貨物営業用)

層化基準:車種別(普通車は最大積載量別)(8区分)×運輸局別(9区分)

目標精度:① 貨物営業用自動車に係る全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和に対して標準誤差率5%以内

- ② 普通車(最大積載量別)及び特種用途車に係る全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和に対して標準誤差率5%以内
- ③ 小型車及び軽自動車に係る全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和に対して標準 誤差率10%以内

b. 第2号様式(貨物自家用)

層化基準:車種別(4区分)×運輸支局別(53区分)

目標精度:全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和に対して標準誤差率5%以内

c. 第3号様式の2 (旅客営業用(一般乗合・高速乗合))、第3号様式の3 (旅客営業用(貸切))

層化基準:用途別(3区分)に事業所保有台数規模別(3区分)×運輸局別(9区分)

目標精度:用途別に全国の1人平均乗車キロに対して標準誤差率10%以内

d. 第4号様式(旅客営業用(乗用))

層化基準:車種別(1区分)×運輸支局別(53区分)

目標精度:全国の輸送人員及び輸送人キロの総和に対して標準誤差率5%以内

6. 重複是正措置について

全数バス調査を除き、一度標本となった車両については、一定期間調査対象とならないよう可能な限り 措置を行った上で抽出している。

7. 調查事項

各調査票における調査事項は以下に示すとおり。

a. 第1号様式(貨物営業用)

自動車の種類、主な用途、最大積載量、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送貨物の重量、輸送貨物の品目、休車日数等

b. 第2号様式(貨物自家用)

自動車の種類、最大積載量、事業の種類、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送貨物の重量、輸送貨物の品目、休車日数等

c. 第3号様式(旅客営業用(全数バス調査票))

輸送人員、延実在日車、延実働日車、総走行キロ、実車キロ、延運行回数、今月末実在車両数 等

- d. 第3号様式の2 (旅客営業用(一般乗合・高速乗合))、第3号様式の3 (旅客営業用(貸切)) 乗車定員、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送人員、休車日数 等
- e. 第4号様式(旅客営業用(乗用))

乗車定員、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送人員、休車日数 等

8. 調查期間

貨物営業用自動車については国土交通大臣が指定する7日間を2回(前期調査月と後期調査月)、貨物自家用自動車については7日間、旅客営業用自動車(一般乗合・高速乗合、貸切、乗用)については3日間の実績を調査している。

全数バス調査については1ヶ月間の実績を調査している。

9 調杏方法

国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者及び一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業を営む事業所に対して郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収している。

また、調査は自計報告で行っている。

10. 集計方法

- a. 第1号様式(貨物営業用)
 - ① 前期調査月は保有車両数を用いた単純推計方式により輸送トン数及び自動車登録ファイル(車検データ)等を補助変量として活用する比推定方式により輸送トンキロの集計を行っている。

【輸送トン数(前期調査月)】

$$\hat{T}_{xa} = \sum_{h=1}^{L} \hat{T}_{xha} = \sum_{h=1}^{L} \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} x_{hia}$$

 \hat{T}_{xa} : 前期調査月の輸送トン数の推定値

 \hat{T}_{xha} : 前期調査月の第 h 層の輸送トン数の推定値

 x_{hia} : 第 h 層の標本i車両の前期調査月の輸送トン数

 N_h : 第h層の母集団車両数 n_h : 第h層の標本車両数

L :層の総数

$$x_{hia} = tk_{hia} \times \frac{D}{d}$$

 tk_{hia} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送トン数

D : 前期調査月の日数d : 調査期間の日数

【輸送トンキロ(前期調査月)】

$$\hat{T}_{xb} = \sum_{h=1}^{L} \left(\frac{Y_h}{\sum_{i=1}^{n_h} y_{hi}} \sum_{i=1}^{n_h} x_{hib} \right)$$

 \hat{T}_{xh} :前期調査月の輸送トンキロの推定値

 x_{hih} : 第 h 層の標本i車両の前期調査月の輸送トンキロ

 yhi
 : 第 h 層の標本i車両の補助変量

 Yh
 : 第 h 層の母集団補助変量

n_h : 第 h 層の標本車両数

L:層の総数

$$x_{hib} = tk_{hib} \times \frac{D}{d}$$

 tk_{hib} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送トンキロ

D : 前期調査月の日数d : 調査期間の日数

② 後期調査月については、同一車両における前期調査月の輸送トン数、輸送トンキロと後期調査月の輸送トン数、輸送トンキロをそれぞれ用いて比率を算出し、前期調査月の総和に比率を乗じる集計を行っている。

【輸送トン数、輸送トンキロ(後期調査月)】

$$\hat{T}_{w} = \sum_{h=1}^{L} \hat{T}_{wh} = \sum_{h=1}^{L} \hat{R}_{wh} \hat{T}_{xh}$$

 \hat{T}_w :後期調査月の輸送トン数又は輸送トンキロの推定値

 \hat{T}_{wh} :後期調査月の第h層の輸送トン数又は輸送トンキロの推定値

 \hat{R}_{wh} :後期調査月の第h層の輸送トン数又は輸送トンキロの前期調査月との比の推定値

 \hat{T}_{xh} :後期調査月の第h層の輸送トン数又は輸送トンキロ

$$\hat{T}_{xh} = tk_{hia} \times \frac{D}{d}$$

tkhia: 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送トン数

D :後期調査月の日数d :調査期間の日数

$$\hat{R}_{wh} = \sum_{j=1}^{m_h} w_{hi} / \sum_{j=1}^{m_h} x_{hia}$$

 x_{hia} : 前期調査月の第 h 層の標本i車両(同一車両のみ)の輸送トン数又は輸送トンキロ w_{hi} : 後期調査月の第 h 層の標本i車両(同一車両のみ)の輸送トン数又は輸送トンキロ

 m_h : 第 h 層の標本車両数(同一車両のみ)

b. 第2号様式(貨物自家用)

自動車登録ファイル(車検データ)を補助変量として活用する比推定方式により、輸送トン数及び輸送トンキロの集計を行っている。

【輸送トン数、輸送トンキロ】

$$\hat{T}_{x} = \sum_{h=1}^{L} \left(\frac{Y_{h}}{\sum_{i=1}^{n_{h}} y_{hi}} \sum_{i=1}^{n_{h}} x_{hi} \right)$$

 $x_{hi} = tk_{hi} \times \frac{D}{d}$

 \hat{T}_x :輸送トン数又は輸送トンキロの総和の推定値 tk_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送トン数又は輸送トンキロ

 x_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査月の輸送トン数又は輸送トンキロ D : 調査月の日数 y_{hi} : 第 h 層の標本i車両の補助変量 d : 調査期間の日数

 Y_h : 第 h 層の母集団補助変量 n_h : 第 h 層の標本車両数

L :層の総数

c. 第3号様式(全数バス調査票)、第3号様式の2(旅客営業用(一般乗合・高速乗合))及び第3号様式の3(旅客営業用(貸切))

第3号様式を用いた単純合算集計により輸送人員及び輸送人員に第3号様式の2、第3号様式の3より算出した1人平均乗車キロを乗じることにより輸送人キロの集計を行っている。

【1人平均乗車キロ】

$$\hat{R}_h = \frac{\sum_{i=1}^{n_h} x_{hi}}{\sum_{i=1}^{n_h} y_{hi}}$$

 \hat{R}_h : 第 h 層の 1 人平均乗車キロの推定値

n_h: 第 h 層の標本車両数

 x_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送人キロの総和 y_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送人員の総和

 $x_{hi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} pk_{hij} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} (p_{hij} \times tp_{hij})$

$$y_{hi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} p_{hij}$$

 pk_{hij} : 第h層の標本i車両のj番目のトリップの輸送人キロ

 p_{hij} :第 h 層の標本i車両のj番目のトリップの輸送人員

 tp_{hij} : 第 h 層の標本i車両のj番目のトリップの 1 人平均乗車キロ

 n_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中のトリップ数

d. 第4号様式(旅客営業用(乗用))

自動車登録ファイル(車検データ)を補助変量として活用する比推定方式により、輸送人員及び輸送人 キロの集計を行っている。

【輸送人員、輸送人キロ】

$$\hat{T}_{x} = \sum_{h=1}^{L} \left(\frac{Y_{h}}{\sum_{i=1}^{n_{h}} y_{hi}} \sum_{i=1}^{n_{h}} x_{hi} \right)$$

 \hat{T}_x :輸送人員又は輸送人キロの総和の推定値

 x_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査月の輸送人員又は輸送人キロ

 y_{hi} : 第 h 層の標本i車両の補助変量

 Y_h : 第 h 層の母集団補助変量 n_h : 第 h 層の標本車両数

L:層の総数

$$x_{hi} = tk_{hi} \times \frac{D}{d}$$

 tk_{hi} : 第 h 層の標本i車両の調査期間中の輸送人員又は輸送人キロ

D :調査月の日数d :調査期間の日数

用語の解説

自動車の種別

- 1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
 - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
 - (2) 旅客自動車とは、旅客の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
- 2. 自動車は業態により営業用と自家用に分けられる。
 - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
 - (2) 自家用とは、営業用以外のもの[例えば自家の取り扱う 貨物又は当該自動車の所有者(又は使用者)とその家族若 しくは従業員等を輸送する自動車]をいう。
- 3. 旅客営業用自動車の乗合バスは、この統計調査において、以下(1)及び(2)のとおり、一般乗合と高速乗合に分けた。
 - (1) 一般乗合とは、(2) 高速乗合以外の乗合バスをいう。
 - (2) 高速乗合とは、専ら一の市町村(特別区を含む)の区域を超え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの及び専ら一の市町村(特別区を含む)の区域を超え、かつ、高速道路を使用し、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものをいう。

輸送トン数・輸送人員

輸送トン数は、貨物自動車が輸送した貨物の重量をトンで表した数である。

また、輸送人員は旅客営業用自動車が輸送した旅客の数であるが、運転者や車掌は含まない。

輸送トンキロ・輸送人キロ

輸送トン数・輸送人員では表せない輸送距離の概念を含めた輸送の総量を表すため、輸送した貨物(旅客)のトン(人員)に、それぞれの貨物(旅客)の輸送距離を乗じたもの。

例えば、1 トン (1 人) の貨物(旅客)を10 km輸送したときは $1 \times 10 = 10$ トンキロ(人キロ)であるが、同じ1 トン (人) を100 km輸送したときは $1 \times 100 = 100$ トンキロ(人キロ)となる。このように輸送活動を質的に比較するときはトン(人員)とトンキロ(人キロ)の両者が必要である。

能力トンキロ・能力人キロ

自動車の輸送能力すなわち自動車が走ったとき常に最大積 載量(乗車定員)の貨物(旅客)を輸送した場合のトンキロ又 は人キロ(能力)を表したもの。

実車キロ

自動車が実際に貨物又は旅客を載(乗)せて走った距離。

走行キロ

自動車が走った距離をキロメートルで表したもので、貨物や旅客を輸送したかどうかは問わない。

実働延日車

貨物輸送又は旅客輸送のため走行した自動車 (実働車) が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したもの。

なお、平成22年10月より、調査方法を変更したため、貨物自家用自動車の実働延日車について、旅客輸送のみのために走行した日車数を含まない。

実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したもの。

1トン(人) 当たり平均輸送キロ 輸送トンキロ(人キロ) ÷輸送トン数(人員)

実働1日1車当たり輸送トン(人員) 輸送トン数(人員) ÷実働延日車数

実働1日1車当たり走行キロ 走行キロ÷実働延日車数

実働1日1車当たり輸送回数 総輸送回数÷実働延日車数

1人平均乗車キロ

旅客営業用自動車 (バス) において旅客1人当たりが1回の 運行で運ばれる距離の平均を表したもの。

実働率

調査期間中にあった車両数のうち、何両が貨物輸送又は旅客輸送のために走行したかを延日数の割合で表したもの。 実働延日車÷実在延日車×100

実車率

自動車が走行した距離のうち、貨物(旅客)を輸送した距離の割合を表したもの。

実車キロ÷走行キロ×100

積載効率

自動車の輸送能力に対する、実際の輸送活動(トンキロ)の 割合を表したもの。

輸送トンキロ÷能力トンキロ×100

地方運輸局の区分

輸送実績は、調査対象自動車及び事業所の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道 北海道 近 畿 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県 和歌山県、兵庫県 東 北青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山形県、福島県 中 山口県 関 東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 兀 北陸信越 新潟県、富山県、石川県、長野県 九 州福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 中 部福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県

最大積載量区分

貨物営業用自動車のうち普通車は輸送傾向及び運転免許区分等を考慮して、以下の最大積載量別に区分した。

- (1)3トン未満 (2)3トン以上6.5トン未満 (3)6.5トン以上11トン未満
- (4)11トン以上16トン未満 (5)16トン以上

参考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車 及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

				自		動		車		
種	,	別	普通自動車	小 型	型 自 動	車	軽 自	動車	大型特殊	小型特殊
									自動車	自動車
								1		
		バス	小型トラック	3 輪トラック	大型オートハ゛イ	軽トラック	オートハ゛イ	ロート゛ローラー	フォークリフト	
代表的な			大型トラック	小型乗用車			軽乗用車	スクーター	クレーン車	農耕用ハント゛ト
自 動 車		大型乗用車	小型特種車					ブ゛ルト゛ーサ゛ー	ラクター	
			普通特種車							
	車輪	数	4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし	制限なし
構										4.7以下
	大	長さ	4 輪以上の小型自動	4.7以下	3 輪の軽自動車	2 輪の軽自動車	3.4以下	2.5以下	小型特殊自動車	1.7以下
	きさ		車より大きいもの	1.7以下	より大きいもの	より大きいもの	1.48 以下	1.3以下	より大きいもの	2.8以下
	さ	高さ		2.0以下			2.0以下	2.0以下		農耕作業用自動
造	(m)									車は制限なし
世	エンシ゛ン	の総	同上	660 を超え	660 を超える	250 を超える	660 以下	125 を超え	制限なし	制限なし
	排気量(C	CC)		2,000以下				250 以下		

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。 農耕作業用自動車は35km/h未満。

その他の特殊自動車は15km/h。

注3)四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

品 目 分 類 表

	品目		内 容 例 示
榖	н	物	米、麦、雑穀・豆
野		物	いも類、野菜類、果物類
	214	,,,	工芸作物、農産加工品、他に分類されない農産品(種子、花、苗、綿花、麻類、さとうきび、ビート、コ
そ	の他の農産	物	ーヒー豆、観葉・園芸植物類等)
			島獣類(主として食用のもの)、鳥獣肉・未加工乳・鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、他に分類され
畜	産	物	ない畜産品(その他動物類、愛玩動物、虫類等)
水		品	魚介類(生鮮・冷凍、塩蔵・乾燥のもの)、その他の水産品(海藻類、観賞魚、淡水魚、真珠等)
			原木、パルプ用材、製材(材木、建築・建設資材、板類等)、その他の林産品(植木、天然樹脂類、木材チ
木		材	ップ、ゴム(天然)、樹皮等)
薪		炭	薪、木炭、オガライト等
石		炭	石炭、亜炭等
金	属	鉱	鉄鉱、その他の鉄属鉱、非鉄鉱
砂	利 · 砂 · 石	材	砂利、採石、バラスト、砂、骨材、砂袋、石製品
Ι.	業用非金属鉱	物	石灰石、りん鉱石、原塩、原油、天然ガス、温泉、園芸用土、その他の非金属鉱物
鉄	<u> </u>	鋼	鉄、鋼(粗鋼)、鋼材、配管資材、レール等
非	 鉄	属	地金、合金、伸銅品、電線・ケーブル、貴金属(工業品)
			建設用金属製品、建築用金属製品、線材製品、刃物、工具、その他の金属製品(ばね類、缶類、鉄・アル
金	属 製	品	ミ製品、溶材、金具等)
輸	送 用 機	械	自動車、船舶、航空機、鉄道車両、自転車等
輸	送 用 機 械 部	品	輸送用機械の部品(自動車用、船舶用、航空機用、鉄道車両用、自転車用等)
そ	の他の機	械	産業機械、電気機械、家電製品、その他の機械
セ	メン	١	セメント、バラセメント
7	0 III 0 ## 3#4	п	セメント製品、コンクリート製品、れんが、石灰、その他の窯業品(瓶類、ガラス製品、陶器類、耐火
そ	の他の窯業	品	材、カーボン等)
揮	発	油	ガソリン、ベンジン等
重		油	重油
そ	の他の石	油	石油類、軽油、灯油、ジェット燃料、潤滑油、機械油等
そ	の他の石油製	品	アスファルト、パラフィン、合材等
LΡ	PG 及びその他のガ	i ス	プロパンガス、ブタンガス、その他の石油ガス製品
J J	ークス・その他の石炭製	見品	コークス類、煉炭等
化	学薬	品	硫酸、ソーダ、アルコール(食用を除く)、その他の化学薬品
化	学 肥	料	窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、その他の化学肥料
染	料 · 塗 料	•	染料・顔料・塗料・合成樹脂、動植物性油脂、プラスチック製品、ビニール製品、他に分類されない化
そ	の他の化学工業	品	学工業品(火薬類、インク類、医薬品、化粧品、化学用品等)
紙	・パル	プ	用紙類、ちり紙類、ダンボール類、巻取紙、包装紙、パルプ等
繊	維工業	品	糸(防織半製品を含む)、織物(繊維二次製品を含む)
製	造食	品	製造食品(肉製品、酪農製品、缶詰、菓子、調理冷凍食品)
食	料 工 業	品	飲料、その他の食料工業品(調味料類、でんぷん類、酵母、動物性製造食品、飲料水、たばこ等)
日	用	品	書籍・印刷物、衣服・身廻品・はきもの、文具・玩具・運動・娯楽用品・楽器、家具・装備品、衛生・
			暖房用具、台所及び食卓用品、他に分類されない日用品
-	製品・木製品その他の製造工		ゴム皮革製品(他に分類されないもの)、木製品(他に分類されないもの)、他に分類されない製造工業品
金	属く	ず	鉄・アルミ・鉛くず、スクラップ、解体車両等
そ	の他のくずも	の	粗大ごみ、廃材、廃油、古新聞、古紙、もみがら、プラスチックくず、木くず、紙くず、ガラスくず、
pr.1	Lee al. [1]. Mail N.L. A	, Jol	スラグ、古タイヤ等
動	植物性製造飼・肥	料	牧草、乾草、糞類、灰類、堆肥、ぬか類、酒かす、ペットフード等
廃	棄	物	その他の廃棄物(屎尿、汚泥、ごみ、廃液、枝木、コンクリート・アスファルトがら、産業廃棄物、雪
₽~	ı	751-	等)
廃		砂	廃土砂(残土、瓦礫等)
輸	送 用 容	器	金属製輸送用容器(ガス容器、ドラム缶、タンク等)、その他の輸送用容器(コンテナ、樽、パレット、フ レコン笠)
क्म	Δ 11.	п	レコン等) 司・お 左 物 ・ 単
取		品	引越荷物、郵便物・鉄道便荷物・貨物、自動車特別積合せ貨物、内航船舶小口混載貨物